

平成24年度 事業計画書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

平成24年3月17日(土)

兵庫県立のじぎく会館

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会

〒650-8691

兵庫県神戸市中央区相生町2-2-8 新神戸ビル東館2階

TEL: 078-371-5613

FAX: 078-371-0277

メール: info@hyogodeaf.com

【平成24年度活動方針】

1、県下に地域聴覚障害者センターの実現及び淡路ふくろうの郷の事業拡充をめざす取り組みを進めよう

2、手話言語法を社会へ周知させよう！

3、兵庫に聴覚障害者関連事業所の実現と拡充をさせよう

- (1) 県下に地域の拠点となる聴覚障害者センターブランチの設立を
- (2) 社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会との連携強化を

4、聴覚障害者の福祉向上のための運動を拡げていこう

- (1) 日常生活における情報保障やユニバーサル社会に向けての取り組みを
- (2) 災害から聴覚障害者の命を守るための防災及び緊急通報支援体制の確立を
- (3) ろうあ者相談員を拡充し、相談活動の充実と社会的身分保障を
- (4) 聴覚障害者が利用できる社会資源の創出と事業の創意工夫を
- (5) 労働と生活及びろう教育におけるろうあ者問題の取り組みの強化を
- (6) 県内の聴覚障害者団体、関係団体との連携と統一の運動を
- (7) 重複聴覚障害者の生活と働く場の保障を
- (8) 全国手話検定試験を普及させ、県民に手話や聴覚障害について理解促進を

5、手話通訳制度を充実させよう

- (1) 県下のすべての地域で養成・認定・設置・派遣の展開を
- (2) 手話通訳者養成講座の系統的な実施を
- (3) 手話奉仕員・手話通訳者養成のためのろう講師養成の強化を
- (4) 手話通訳についての正しい理解と啓蒙を

6、県立聴覚障害者情報センターの事業を拡大発展させよう

- (1) センター事業の拡充と運営費の確保を
- (2) 相談体制の充実と相談員の常勤化を
- (3) 県立施設及び県下の聴覚障害者関連施設との連携とネットワークの強化を
- (4) 聴覚障害者の生活ニーズに対応した事業の展開を

7、ひょうご聴覚障害者介護支援センターの事業を拡大発展させよう

- (1) 運営の安定を目指し、利用者及び家族が安心して利用できる事業所を
- (2) 聴覚障害者及び家族が求めるヘルパーの人員拡大と質の向上を図ろう
- (3) 聴覚障害者が安心して利用できる介護保険制度への取り組みを図ろう
- (4) 手話のできるホームヘルパーや介護支援センターの必要性の啓蒙を図ろう
- (5) 県下全域にサービス提供が行き渡るよう行政及び関係機関へ働きかけよう

8、たじま聴覚障害者センター、はりまふくろうの家の事業拡大発展させよう

- (1) 運営の安定と事業の拡充を

- (2) 聴覚障害者が安心して利用できる（仮）障がい者総合福祉法への取り組みを

9、聴覚障害者が安心して暮らせる 情報保障を求めていこう

- (1) 手話通訳・字幕挿入番組の拡充を
(2) 災害時、緊急時の聴覚障害者への情報保障を
(3) CS障害者放送専用受信機「アイ・ドラゴン3」の普及を

10、広報活動を強化しよう

- (1) 「ろうあ兵庫」の内容の充実を
(2) 当協会ホームページの内容の充実を
(3) 出版物「MIMI」「新しい手話」「養成テキスト」「新・手話入門対応・実用手話単語集」「手話辞典」など手話や聴覚障害者に関する書籍のPRを積極的に県民の中に広げ、手話に対する理解を広める
(4) 冊子「みんなでつくる手話言語法」を広めよう
(5) 日本聴力障害新聞購読者を増やそう（目標1200部）

11、調査及び研究活動をすすめよう

- (1) 聴覚障害者の生活ニーズの把握及び福祉・労働の現状に関する調査を
(2) 兵庫の手話に関する保存と研究を

12、主催及び全国・近畿の 主管行事を成功させよう

- (1) 第30回兵庫県ろうあ者大会
（平成24年6月24日・小野）
(2) 第38回兵庫県ろうあ者新年大会兼成人祝いのつどい
（平成25年1月13日・加古川）

13、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 をますます充実・発展させよう

- (1) 運営と財政の安定を
(2) 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会会員とのさらなる連携を
(3) 活動者養成のための学習会の実施を
(4) 各地域における聴覚障害者関連施設の設立を
(5) 会員900人達成をめざして組織強化を
(6) 賛助会員拡大をめざして協会活動啓蒙を

【長期活動方針】

- 県民局単位に聴覚障害者センターブランチの実現をめざそう
- 登録会員1,200人達成をめざし、組織強化を
- 社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会と連携し兵庫の福祉の充実を
- 「ひょうご聴障ネット」の会員拡大に向けて協力しよう

【公益目的事業】

《公一 1 聴覚障害者の福祉向上のための事業》

(概要)

聴覚障害者の生活支援や文化的活動および手話通訳者等の養成・派遣、一般企業や障害者事業所等を利用されることが困難な障害者に就労、生きがいの場の提供、調査研究等に通じて聴覚障害者の福祉向上を図っている。

(1) 手話通訳者等講師養成事業 (定款第4条第2号)

県及び市町村レベルの手話奉仕員・手話通訳者養成講習会の指導者を養成する。

1. 手話奉仕員養成事業講師講習会 入門課程 (実技編)

開催期間：5月～8月のいずれか、昼間・夜間 (予定)

開催場所：未定

募集定員：各15名

2. 手話通訳者養成事業講師講習会 応用課程 (実技編)

開催期間：9月～12月のいずれか、夜間 (予定)

開催場所：神戸

募集定員：15名

3. 講義手話奉仕員養成事業・手話通訳者養成事業講師講習会 (講義編)

開催期間：5月～平成25年3月

開催場所：神戸

募集定員：20名

(2) 地域学習会 (定款第4条第3号)

開催場所以外のろうあ者をお招きした講演会をとおして、地方手話などの学習、情報交換の場として設ける。

開催期間：6月～3月のいずれか

開催場所：兵庫県内 3箇所 (神戸・阪神・西播・東播・北播・丹有のどれか)

(3) 特別学習会 (定款第4条第4号)

県内の手話対策部長や関係者が集い、学習や情報・意見交換を行うと共に 今後の運動に結びつけていく。

開催期間：5月～平成25年3月

開催場所：神戸

(3) 講師派遣事業

手話講座を主催している団体 (学校、手話サークル等) からの要請に応じて、講師を

派遣する。

- 講義内容：①手話とは
②聴覚障害者について
③聴覚障害者の権利、ろう運動
④手話通訳について
⑤その他

派遣回数：年間約150回

講師：当協会理事、認定手話通訳者、当協会登録講師

講師研修会：年2回

講師派遣事業登録試験：年1回

(4) 手話通訳認定事業

手話通訳者派遣事業の円滑な運営を図るため、実技及び面接などによる選考を行い、合格した手話通訳者を当協会の認定手話通訳者として登録する。

- (ア) 募集期間 平成25年1月15日～2月13日
(イ) 実施日及び場所 平成25年2月23日 神戸市内
(ウ) 合格発表 平成25年3月末

(5) 手話通訳者派遣事業

1. 認定手話通訳者の派遣

行政、団体等の開催する講演会、文化行事、会議、企業等が実施する研修会に主催者や聴覚障害者からの依頼に応じ、手話通訳者を派遣する。

2. 認定手話通訳者研修会の実施

認定手話通訳者の資質・技術の向上及び情報交換等を行うため、研修会を実施する。

(6) ろうあ兵庫

聴覚障害者のために幅広く福祉情報を提供するとともに、聴覚障害者に対する理解と啓発を促すため、機関紙「ろうあ兵庫」を発行する。

ア 毎月1回定期的に発行する。

イ 配付先 県下各地区の聴覚障害者の団体に加入する聴覚障害者、購読会員、行政、関係機関等

(7) 聴覚障害者の福祉の増進のための調査及び研究に関する事業

「聴覚障害者の生活及び福祉の現状について実態調査」を行い、聴覚障害者の福祉の向上につなげるため、聴覚障害者福祉に関するアンケート調査を行う。

【日時・回数】 調査期間： 約1カ月間

【参加人数】 調査人数： 300～500人

【対象】 県内在住の聴覚障害者

(8) ろうあ相談員等研修事業（生活問題対策事業）

1. ろうあ者相談員等研修事業

聴覚障害者を専門に相談支援に従事する相談員としての専門的知識・技術等の習得や情報交換のための研修会を行う。

【日時・回数】 平成24年 5月19日（土）午後1時30分～4時

8月25日（土）午後1時30分～4時

11月10日（土）午後1時30分～4時

平成25年 2月 9日（土）午後1時30分～4時

【場所】 神戸市内 【参加人数】 1回ごとに約30名

【対象】 聴覚障害者情報センターろうあ相談員、

各市町身体障害者福祉相談員及び生活相談員等

2. 聴覚障害者関連施設部会

県内の聴覚障害者関連施設、事業所関係者が集い、情報交換及び意見交換を行うと共に、障害者自立支援法をはじめ各種事業を展開するための情報収集、討議等を行う。

(ア) 委 員 当協会、県下聴覚障害者関連施設、事業所職員及び関係者

(イ) 会議日程 2ヶ月1回

(ウ) ひょうご聴覚障害者作業所祭り

ア 日 時 平成24年10月13日（土）

イ 対 象 者 各作業所の通所者

ウ 開催場所 兵庫県立聴覚障害者情報センター

(エ) 聴覚障害者関連施設職員研修会

ア 講習期間 平成24年9月15日（土）

平成25年3月16日（土）

イ 定 員 30名

ウ 開催場所 神戸市内

(9) 豊岡市手話通訳者等養成・派遣事業

豊岡市における聴覚障害者の生活とその福祉の向上のため、手話通訳者等養成および派遣事業を受託して実施する。

ア、豊岡市手話通訳者養成事業

豊岡市における聴覚障害者の生活とその福祉の向上のため、手話通訳者を志す者に対

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 平成24年度事業計画書】

し、必要な手話通訳者の知識や通訳技術の習得を図り、手話通訳者を養成及び豊岡市登録通訳者を対象としたスキルアップ等の研修会を開催する。

【委託元】豊岡市【日時・件数】9月～1月・全20回（予定）【場所】豊岡市内

【参加人数】約20名

【対象】豊岡市内在住者・豊岡市内在勤者，豊岡市登録手話通訳者

イ、豊岡市手話奉仕員養成事業

豊岡市における聴覚障害者の生活とその福祉の向上のため、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙および手話表現技術の習得を図り、聴覚障害、聴覚障害者の生活や関連する福祉制度等についての理解と認識を深める。

【委託元】豊岡市【日時・件数】6月～8月・全10回（予定）【場所】豊岡市内

【参加人数】約20名【対象】豊岡市内在住者・豊岡市内在勤者

ウ、豊岡市要約筆記者派遣事業

聴覚障害者等に対し、要約筆記者を派遣する事で社会参加を促進する。派遣申請があった場合、その内容を審査し適正と認めた場合は要約筆記者を派遣する。要約筆記者とは聴覚障害者等の福祉に理解と熱意があり、要約筆記についての知識と能力を有する者の中から面接等で選定された者が行う。

【委託元】豊岡市【件数】年間20件見込み【場所】豊岡市内

【対象】1. 身体障害者手帳の交付を受けている豊岡市内居住の聴覚障害者および言語障害者
2. 市または市内に所在する福祉団体

エ、豊岡市要約筆記奉仕員養成事業

豊岡市における聴覚障害者の生活とその福祉の向上のため、主に難聴者・中途失聴者へのコミュニケーション手段として、要約筆記の役割・責務についての理解と認識を深めるとともに、身体障害者福祉の概要、要約筆記に必要な技術及び基本事項を指導し、聴覚障害者の福祉の増進を図る。

【委託元】豊岡市【日時・件数】6月～8月、8回（予定）【場所】豊岡市内

【参加人数】約10名【対象】豊岡市内在住者・豊岡市内在勤者

(10) たじま聴覚障害者センター（就労継続支援B型事業）

障害者自立支援法のうち就労継続支援B型事業を利用して但馬地域に在住する聴覚障害者のうち、主に高齢者と重複障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、創作活動、生活に関する情報や学習会等の生きがい活動の場と下請作業、施設外就労等の就労の場を提供し、その利用を通して知識及び能力の向上及び就労への移行等の支援を実施している。

【委託元等】国・兵庫県・養父市・豊岡市・香美町・新温泉町

【日時・回数】月曜日～金曜日 9時～17時

【場所】兵庫県豊岡市京町12-73 【参加人数】定員20名

【対象】一般企業、通常の事業所に利用することが困難な障害者のうち日中の場を必要とする者

(11) はりまふくろうの家（就労継続支援B型事業）

障害者自立支援法のうち就労継続支援B型事業を利用して、姫路市近郊に在住する聴覚障害者のうち、引きこもりや、就職が困難な人たちに自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように通所による就労の機会を提供し、下請作業や生活に関する情報や学習会等の活動を通じて、その知識及び能力の向上のための訓練等を行うとともに、一般就労等へ移行に向けて支援を実施する。

【委託元等】国・兵庫県・姫路市

【日時・回数】月曜日～金曜日 8:30～16:00

【場所】姫路市東延末2-51 中川ビル1F 事業所内・外【参加人数】定員18名

【対象】一般企業、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち日中の場を必要とする者

《公一2 兵庫県立聴覚障害者情報センター運営事業》

(1) 手話通訳者養成事業

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持って、兵庫県認定手話通訳者を目指す人を対象に、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等の基本技術の習得並びに障害者福祉の概要、及び手話通訳者の役割・責務等の講座及び講義を行うことにより手話通訳者を養成し、聴覚障害者の社会参加と福祉の増進を図る。

ア 受講資格

手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能である者
兵庫県認定手話通訳試験（手話通訳者全国统一試験）受験予定者

イ 事業内容

基本課程 60時間 応用課程 60時間

到達目標 基本課程を修了し、応用課程において対象の聴覚障害者を理解しながら手話通訳ができる

ウ 募集期間 平成24年5月1日から

エ 開催日時及び会場 基本課程：調整中、応用課程：西播、実践課程：阪神

オ 募集人員 各講座20名

カ 修了者の登録 講座修了者を対象に手話通訳者全国统一試験を実施し、合格者を兵庫県認定手話通訳者としてひょうご通訳センターに登録する

(2) 要約筆記者養成事業

※今年度より、平成23年3月30日に新しく厚生労働省より通知された「要約筆記者養成カリキュラム」に対応する養成、研修、講師養成を行う。

①要約筆記者の養成

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有するものに対し、手話取得の困難な聴覚障害者へのコミュニケーション手段として、身体障害者福祉の概要、要約筆記の役割・責務についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記に必要な技術及び基本事項を指導し、聴覚障害者の福祉の増進を図る。

ア 受講資格 年齢が18歳以上で、兵庫県内に在住もしくは在勤、在学で、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有し聴覚障害者への情報保障を行おうとする者であって、開催日程を全て受講可能である者
要約筆記者養成講座（前期・後期）

イ 事業内容

・前期42時間 後期42時間

・到達目標 聴覚障害、とりわけ中途失聴・難聴の特性を理解し、配慮して、話し手の話を、速く、正しく、分かりやすく手書き又はパソコンを活用して文字化することにより伝えることができる

②要約筆記奉仕員の補習研修

現任要約筆記奉仕員に対し補習研修を行い、専門性のある要約筆記者として活動できる知識・技術の向上を図る。

③要約筆記者養成カリキュラム対応する講師の養成

聴覚障害者情報文化センター主催の要約筆記者指導者養成講座の受講等により、新しいカリキュラムに対応する講師の養成を行う。

(3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

視覚と聴覚の障害を併せもつ者（盲ろう者）の福祉に理解と情熱を有する者に盲ろう者の通訳及び介助に係る指導を行うことにより、盲ろう者の福祉の増進を図る。

ア 受講資格 兵庫県内に在住・在学・在勤の者

イ 事業内容 指点字・触読手話・ノートテイク・手書きなど、盲ろう者に対するコミュニケーション方法とガイドヘルプ方法の習得

ウ 開催日時 平成24年5月19日から平成24年6月30日まで
平成24年9月1日から平成24年9月29日まで
毎週土曜日 午前10時～15時

エ 開催場所 コミュニティセンターおの

オ 募集人員 40名

カ 修了者の登録 この事業の講座を終了した者の中から通訳・介助員として適切な者を、本人の承諾を得て、准登録通訳者として登録する

(4) 字幕入りビデオライブラリー運営事業

聴覚障害者等に字幕付ビデオライブラリーの貸出を行うことにより、聴覚障害者の知識、教養、娯楽、文化の向上に資する情報提供を図る。

ア 貸出対象者

- 1 身体障害者手帳を所持する兵庫県在住の聴覚障害者
- 2 聴覚障害者関係の団体、学校及び施設
- 3 その他センター長が必要と認めたもの

イ 利用方法

- 1 登録の申込 ビデオの貸出を受けようとする人、または団体は、所定の「ビデオライブラリー登録申込書」により登録する
- 2 登録者証 登録申込を受けると、内容を審査し登録者台帳に登録して「ビデオ交付ライブラリー登録者証」を交付する
登録後は登録者証の提示により貸出申込を受ける

ウ 貸出

- 1 来所による貸出 センター開所時間内(但し、終了時間の30分前まで)

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 平成24年度事業計画書】

- 2 郵送による貸出 「ビデオ郵送貸受申込書」により受付
- 3 貸出巻数、期間及び利用料金
1回の貸出巻数は3巻以内、貸出期間は1週間以内
貸出料金は無料（ただし、返却時の郵送料金のみ利用者負担）

(5) ろうあ者・難聴者相談事業

聴覚障害者の多様な相談に対応するための窓口的な役割を担い、各種専門機関と連携を取りながら適切に相談支援をする。

ア 聴覚障害者相談窓口の設置

- ・実施日時：火・金曜日10時～17時 ろうあ者相談員による相談

イ 移動相談の実施

県下各地域に居住する者の相談に応じるため、各県民局単位に下記のとおり移動相談を実施する。

派遣者	相談員、認定手話通訳者
全日程時間	10時～16時

(6) IT機器活用研修事業

急速に進むIT社会による情報格差を少しでも解消するため聴覚障害者向けのパソコン習得の講習会やパソコンサポート相談を実施し支援していく。

1. IT相談の受付

パソコンの基礎的な操作でお困りの人に相談日を設定のうえ相談員が対応する。
(聴覚障害者及び盲ろう者対象)

2. 聴覚障害者のためのパソコン講習会の実施

聴覚障害者初心者向けに手話や要約筆記付きの講習会を実施する。

(7) 聴覚障害者向けのビデオの自主制作事業

聴覚障害者の情報ニーズにきめ細かく対応していくため、従来実施してきた、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターのビデオライブラリー共同事業を利用した字幕入りビデオカセットの貸出に加え、独自に聴覚障害者のニーズに即した情報提供ビデオを制作する

1. 聴覚障害者向けビデオの自主制作

2. CS障害者放送「目で聴くテレビ」等への番組提供

(8) 聴覚障害者及び聴覚障害に関する理解促進事業

聴覚障害一般に関する県民の理解を促進するため以下の事業を実施する。

1. パンフレット等の作成

聴覚障害について記載したパンフレットやビラ等を作成・発行する

2. 啓発事業

県民に聴覚障害者への理解を広げるため各講習会を開催するための案内を作成する。

○各講習会の案内ビラ

一般向けの手話講習会（手話奉仕員養成・手話通訳者養成）

要約筆記者養成講習会、盲ろう者介助員養成講習会の案内、聴覚障害者で手話を学びたい人向けの手話講習会手話を知らない聴覚障害者対象）

聴覚障害理解を求めた、聞こえに関するセミナー

センターで開かれる行事などの案内

3. ニュース発行事業

聴覚障害者団体や会員、関係機関にセンターの事業等を情報提供するためのニュースを作成発行する。

4. 聴覚障害者・地域住民交流事業

聴覚障害者に対する住民の理解を深め、情報センター（情報提供施設）を地域に開かれた施設としてセンターで開く交流イベントに地域住民の参加を呼びかける。また、住民との交流や、情報提供施設としてトライやるウィークの生徒の受け入れにより障害者への理解に関する啓蒙・啓発を行っていく。

（9）要約筆記者派遣事業

聴覚に障害があり、社会生活を営む上で支障がある者等から、必要不可欠な会合等に出席する場合において、円滑な意見の疎通を図るため要約筆記の派遣依頼があった場合に要約筆記者を派遣し、文字による情報保障を行い聴覚障害者の福祉の増進を図る。

ア 事業内容

オーバーヘッドプロジェクター等を使用し、対象者が出席する会議、講習会等において要約筆記を実施する

イ 派遣対象者

県内に在住、在勤、在学の聴覚障害者で、公的な団体の主催する会議、講習会等でコミュニケーションの手段として要約筆記を必要とする者

ウ 派遣区域

原則として兵庫県内に限る

エ 派遣申請

要約筆記の派遣を必要とする者は、原則として派遣日の3週間前までにセンター長宛に申し込みをする

オ 派遣決定

1. センター長は申請を受理した時は、内容を審査し速やかに派遣の可否を決定す

る。

2. センター長は要約筆記者養成事業修了者名簿に登録された要約筆記者のうちから派遣可能な者を選定し、依頼するとともに申請者に通知する
- カ オーバーヘッドプロジェクター等の機器の準備に関しては申請者が用意する

(10) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に重複して障害のある者（盲ろう者）に対して、通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。

ア. 事業内容

通訳・介助を必要とする盲ろう者に対して、指点字・触読手話・ノートテイク・手書きなどによりコミュニケーション及び移動等の支援をする。

イ. 派遣対象者

県内に居住する者で、視覚と聴覚に重複の障害があり、視覚と聴覚の身体障害者手帳を所持する者。

ウ. 派遣区域 原則として兵庫県内

エ. 派遣申請 通訳・介助員の派遣を希望する1週間前までに当センターまで申し込む。

オ. 派遣決定

1. センター長は申請を受理した時は、内容を審査し速やかに派遣の可否を決定する。
 2. センター長は名簿に盲ろう者通訳・介助員登録者名簿に登録された通訳・介助員のなかから派遣可能な者を選定し、依頼するとともに申請者に通知する
- カ. 登録者の研修会の実施 年6回

(11) 中途失聴難聴者コミュニケーション訓練事業

中途失聴者・難聴者等のコミュニケーション再構築を目的とし、読話（目で口もとを読むことによって言葉を解す、聞き取りの手助けとなる方法）、手話等の講座を実施し、自立と社会参加を図る。

実施会場：兵庫県立聴覚障害者情報センター、豊岡、淡路 他 県内7～8か所

(12) ろうあ者社会生活教室開催事業

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識、教養を高めるため、ろうあ者社会生活教室を開催する。年6回程度

(13) 盲ろう者生活訓練事業

盲ろう者が日常生活を送る上で必要なコミュニケーション手段（触手話・指点字・点字・手書き）などを身につけるためのコミュニケーションリハビリテーションの実施や必要な訓練を行う。

実施日：毎週水曜日午後1時～3時

実施場所：神戸市立総合福祉センター

（14）ひょうご通訳センター事業（全国手話通訳者統一試験事業）

兵庫県認定手話通訳者・公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会認定手話通訳者・手話通訳士及び要約筆記者の登録・確保、派遣コーディネート通訳技術研修会及び手話の普及啓発等を行う。各市町の手話通訳者派遣制度との連携を図り全県的な派遣システムの拡充を図る。

<事業内容>

- ・手話通訳者の登録

手話通訳者全国統一試験の合格者を兵庫県認定手話通訳者として登録を行う

手話通訳士、兵庫県聴覚障害者協会認定通訳有資格者の登録を行う

- ・要約筆記者の登録

- ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣コーディネート

コミュニケーション支援事業を実施している各市町より依頼を受けてセンターの登録通訳者を派遣する

- ・登録通訳者の研修会の実施

手話通訳者研修 初任者研修 年1回

技術研修会 年2回

専門研修会 年2回

- ・要約筆記者研修 技術研修会 年6回

- ・関係機関に対する啓発活動

市町が実施する手話通訳者・要約筆記者の研修会、登録試験等に講師、及び審査委員を派遣し、聴覚障害者に関する正しい知識、手話通訳・要約筆記制度の望ましいあり方の提案やそれに関する理解を広める

- ・全国手話通訳者統一試験事業

手話通訳者養成課程修了者に対する手話通訳者全国統一試験を「兵庫県手話通訳者認定試験」と位置づけ、合格者をひょうご手話通訳センターに登録する。また、地域の手話通訳派遣事業の登録試験としても普及をめざす。

実施日 平成24年12月1日（土）

実施場所 神戸市

募集期間 平成24年9月1日～10月13日

受験対象者 手話通訳養成事業修了生、地域の手話通訳者など

合格発表 平成25年3月下旬

・けいわん検診の実施

ア. 検診

県下でコミュニケーション支援事業及び関係事業に関わる設置通訳者、派遣事業の登録通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員および聴覚障害者福祉施設で働く職員を対象にけいわん検診を実施する。

西宮会場 1回（20名）神戸会場 2回（80名）高砂会場 1回（20名）
いずれも調整の上、9月～10月にかけて実施

イ. 結果報告と学習会の開催

受診結果は各市町、事業所の所属長及び個人に通知し、受診者所属長を対象に学習会を開催する。

開催日 12月23日（日・祝）10：00～12：00

会場 兵庫県立聴覚障害者情報センター 会議室

テーマ 「2012年度の受診結果の分析と頸肩腕障害の予防方法について」

講師 西淀病院社会医学研究所

（15）聴覚障害者緊急時情報通信事業

ひょうご防災ネットと連携し、あらかじめ携帯電話やパソコンに登録した聴覚障害者及び手話通訳者、要約筆記者、県民に対し手話・要約ボランティアに防災ネット緊急気象情報や緊急災害情報、情報センターからのお知らせメールを発信するなど、災害時等における聴覚障害者に適した情報伝達手段の一つとして活用する。

（1）登録・研修説明の実施

事業の内容を理解してもらい登録をよびかける。また地域に出向き地域の聴覚障害者や関係者に呼びかけていく。

（2）緊急メールの発信

災害時における聴覚障害者向けの情報発信や被災地聴覚障害者等に対する手話通訳者・要約筆記者等の派遣状況や相談窓口などの情報発信をおこなう。

（3）情報センターからのお知らせメールの発信

センターの事業や行事のお知らせ等を随時発信する。情報発信することで緊急時の情報受診の有無が確認できる。

（4）災害時における情報伝達や救援支援活動の構築

聴覚障害者団体や支援団体と意見交換を行いながら情報伝達や救援支援活動について構築していく。

（16）情報機器の利用・貸出し事業

聴覚障害者の情報収集・提供やコミュニケーションを支援するため、聴覚障害者が自

由に利用できるインターネット接続パソコンを情報提供施設に設置するほか、磁気ルー
プ、OHP・OHC、モバイルスクリーン、ビデオプロジェクター等の聴覚障害者用情
報機器の貸出を行う。

1. CS障害者放送受信機「アイ・ドラゴン」やインターネット接続PCの設置
2. 聴覚障害をサポートする機器の展示
3. コミュニケーション支援機器の貸出し
主に聴覚関係団体などに対し機器の貸出しを行う
OHP・OHC・モバイルスクリーン・プロジェクター等

(17) 聞こえの相談事業

言語聴覚士による聴力測定、補聴器相談ほか、中途失聴難聴者の相談窓口として対応
必要に応じて耳鼻咽喉科医師の協力を得る。予約制。

(18) こころの相談事業

臨床心理士（聴覚障害者）による心理カウンセリングを主とした相談支援の実施
月2～3回（予約制）

(19) 盲ろう者相談事業

盲ろう者支援に長く携わる相談員、精神保健福祉士による相談支援の実施
月1回：情報センターにて実施、その他、依頼に応じて訪問相談を行う

(20) 難聴者教室事業

中途失聴者・難聴者等を対象に、社会参加促進を目的とした生活・教養等の学習会を
開催する。

実施会場：豊岡 他

(21) 盲ろう者実態調査事業

この事業は23年度で調査事業が完了しました。

(22) 聴覚障害者災害対応訓練事業

1. 県合同防災訓練の推進

兵庫県合同防災訓練の参画と地域の聴覚障害者に呼びかけ参加を促すとともに
災害時の聴覚障害者への情報提供や支援体制についての構築を行う

日程及び会場：調整中

【収益事業等】

≪収一1 出版物等普及事業≫

(概要) 聴覚障害・手話に関する書籍や商品を仕入・制作し販売し、聴覚障害者への理解の普及に努める。

(1) 出版事業

手話や聴覚障害者に関する書籍 (DVD などの映像物含む) の啓発・普及を行い、手話に対する理解を広める。

出版物は(財)全日本ろうあ連盟等が出版しているものの他に、当協会の独自出版本も含まれる。

(2) 事業部 (用具の販売やイベント企画実施等)

聴覚障害者用福祉用具や関連商品の販売・普及、また聴覚障害者および関係者向けのイベント等を企画・実施する。

1. 「自動販売機設置事業」

当協会・関連団体、また協力していただける団体・企業などの敷地に、自動販売機を設置する。

【設置台数】 2 台 (10 台以上設置でデザイン変更可。手話や聴覚障害者への理解普及をもとめるものとする) 【年間収益見込み】 約 10 万円

2. 「映画『ゆずり葉』学校等上映事業」

聴覚障害や手話についての普及・啓発のため、(財)全日本ろうあ連盟が製作した映画『ゆずり葉』を、県内の学校、団体、企業等に対して上映を行う。

【上映件数】 5 件 (見込み・前年度実績 6 件) 【累計観客数】 3,000 人

3. 「要約筆記用 OHP ロール販売事業」

要約筆記の活動の普及のため、OHP ロール紙を販売。

【販売実績】 約 800 本 (平成 22 年度) 【収益見込み】 2 万～3 万円

【対象者】 県内で要約筆記活動をしている団体、行政

4. 「補聴器用電池販売」

補聴器用の特殊な電池を各種販売。

【販売価格】 1000 円 【販売実績】 50 パック (平成 22 年度)

【収益見込み】 約 2 万円

5. 「筆談器販売」

聴覚障害者と会話する際に、必要とする筆談器を各種販売。

【販売実績】 約 30 個 (平成 22 年度実績) 【収益見込み】 3 万円

【購入目的】 聴覚障害者との会話、行政・企業などの窓口 等

6. 「トイレットペーパー販売事業」

聴覚障害者の理解と手話の普及のため、販売を行う。

【販売価格】400円（手話をデザインしたトイレットペーパー。手話や聴覚障害者への理解普及をもとめるものとする）【販売実績】1000ロール

【収益見込み】約17万円

7. 「講演会」

社会に対して、聴覚障害者の理解を深めることを目的として講演会を実施する。

【参加費】500円

【参加人数】約70人 【収益見込み】約2万円

8. 「スポーツ教室」

デフリンピックの普及・啓発のためスポーツ教室を実施する。

【参加費】1000円

【参加人数】約30人 【収益見込み】約2万円

《収-2 ひょうご聴覚障害者介護支援センター運営事業》

(概要) 介護保険法及び障害者自立支援法に基づく訪問介護事業、居宅介護支援事業、障害者福祉サービス事業などを行い、ろうあ高齢者が居宅で自立した日常生活ができるよう支援することを目的とする。

また、行政や地域包括支援センターとの連携を深め、聴覚障害の理解・啓発及び当法人会員や手話関係者を対象とした介護保険制度、ホームヘルプサービス等の事業の周知するための学習会を県下各地で開催する。

(1) 介護保険法に基づく(予防介護)訪問介護事業

介護保険法に基づく要介護認定の高齢聴覚障害者等を対象に手話等コミュニケーションが堪能な訪問介護員(ホームヘルパー2級以上)が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護等、日常生活上の世話、掃除、洗濯等の介助等を行う。また必要に応じて代筆や代読なども行い、利用者の意思を尊重した介護を行う。

また、登録ヘルパーの資質・技術の向上及び情報交換等を行うため、研修会を年5回実施する。

【派遣対象地域】県下全域 【派遣日】利用者のニーズに合わせて派遣

(2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、それに基づき介護サービスの提供が確保されるように各介護サービス事業所等との連絡調整を行う。利用者のニーズに応じて聴覚障害者のケアマネジャーが介護保険について説明、地域のろうあ者相談員等と連携を取りながら、認定調査の申請について代行等の支援を行う。

【派遣対象地域】県下全域

【委託市町村】神戸市、丹波市、豊岡市、養父市、三木市、洲本市、南あわじ市、尼崎市、西宮市、朝来市、篠山市、稲美町、猪名川町

(3) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業

1. 居宅介護事業

障害程度区分1以上の重複聴覚障害者に、手話等コミュニケーションが堪能な訪問介護員(ホームヘルパー2級以上)がその居宅で、入浴・排泄・食事の介護等の援助を行う。

【派遣対象地域】県下全域 【派遣日】利用者のニーズに合わせて派遣

2. 重度訪問介護事業

障害程度区分4以上の、常時介護を必要とする重複聴覚障害者に、居宅においての入浴・排泄・食事の介護、乗降介助、家事援助、見守り、外出時の移動中の介護等を行う。

【派遣対象地域】 県下全域 【派遣日】 利用者のニーズに合わせて派遣

3. 移動支援事業

障害者等が円滑に外出することができるように、障害者等の移動の支援を行う。

【派遣対象地域】 県下全域 【派遣日】 利用者のニーズに合わせて派遣

(4) 聞こえの介護セミナーの開催

一般の福祉関係者や家族を対象にセミナーを開催し、聞こえない方、聞こえにくい方への処遇改善を目的とした研修会を実施する。

【日程・件数】 未定 【場所】 神戸市内

《他ー1 会員・関係団体相互扶助事業》
(概要)

(1) 青年部

聴覚障害青年に対する社会一般の認識を深め、その社会参加を促進するため、聴覚障害者の福祉の推進に関する事業を行い、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 兵庫県ろうあ青年研究討論会等、養成・指導に関する事業
- (2) 兵庫県ろうあヤングレクリエーション等、文化・レク活動に関する事業
- (3) 青年講座等、福祉の推進に関する事業の調査及び研究
- (4) ろうあ兵庫の青年のページ作成等、聴覚障害青年に対する広報、啓発に関する事業
- (5) 会員同士の相互交流のための事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

【日時・回数／場所／参加人数／対象／費用】

ア、 青年部総会

年に1回／神戸市内／約100名／役員・常任委員・一般会員／交通費なし

イ、 常任委員会

年に6回以上／兵庫県内／16名／役員・常任委員／交通費あり

ウ、 第33回兵庫県ろうあ青年研究討論会

年に1回／加古川／約100名／役員・常任委員・一般会員

エ、 ろう子どもを持つ親との交流企画

年に1回／神戸市内／約30名

オ、 ろう子どもふれあい企画

年に1回／神戸市内／約30名

カ、 その他

兵聴協発行の機関紙『ろうあ兵庫』に青年部ニュースで掲載およびインターネットブログ更新。

(2) 女性部

<平成24年度活動方針>

1. ひとりぼっちのろうあ女性をなくしていきましょう。
2. ろう女性に関わる全国・近畿・県・市等の大会や学習会に積極的に参加して知識を高めていきましょう。
3. 手話サークル・手話通訳に関する学習会・行事等に参加して知識を深めるとともに情報交換をしていきましょう。
4. 聴覚障害者の情報保障の基盤となる手話言語法について学習をしながら、手話言語

法の獲得のための運動を進めましょう。

【事業】

●第33回兵庫ろうあ女性のつどい in 稲美

目的 兵庫県内に住んでいるろうあ女性が一堂に集まり、共通の課題について話し合い、生活向上に必要な研鑽を積むと共に、社会貢献に寄与することを目的とする。

参加予定人数 250名 日程 平成24年9月9日

会場 稲美町文化会館 コスモホール

●社会見学 6月3日 和歌山予定

●女性セミナー 社会生活教室 11月25日

●新年会 デフ女子会 1月6日

※総会は年1回、神戸市内、役員、代表委員約70名

※役員会 毎月1回交通費は実費

(3) 高齢部

高齢部会員相互の親睦と人格の発展並びに高齢聴覚障害者福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行う。

【事業】

- ①兵庫県ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会
- ②兵庫県ろうあ者敬老会
- ③その他

(4) スポーツ部

兵庫県一円のろうあ者がスポーツを通じて体位の向上を図り、かつ相互の信頼・協調の精神を培うことにつとめ、社会人としての人格形成に寄与することを目的とする。

- 1 文化・レクリエーション・スポーツ活動などに関する事業
- 2 デフスポーツクラブの普及、啓発に関する事業
- 3 ろうあ者の体力、体位と健康の増進にする事業
- 4 その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

【日時・回数／場所／参加人数／対象／費用】

①総会

年に1回／神戸市内／約30名／スポーツ部役員・常任委員／役員・常任委員交通費実費

②役員会

年に4回以上／兵庫県聴覚障害者協会事務所又は神戸市立総合福祉センター／6名／スポーツ部役員／役員交通費実費

③クラブ連絡会

年に約4回／兵庫県聴覚障害者協会事務所又は神戸市立総合福祉センター／約20名／クラブ・チーム代表者・常任委員／費用なし

④その他

兵聴協発行の機関紙『ろうあ兵庫』にスポーツ部ニュースで掲載およびインターネットブログ更新。

(5) 全国手話検定試験事業

(ア) 日 程 5級・4級試験 平成24年10月13日(土)
3級・2級試験 10月14日(日)
準1級・1級試験 10月20日(土)

(イ) 会 場 神戸市

(ウ) 面接委員 全国手話研修センターの全国手話検定面接委員登録者

(6) 国際手話講座

聴覚障害者の国際言語である国際手話の普及。国際手話を学び、外国への関心に向け、グローバルな視点、幅広いコミュニケーション能力を身につけるため、講座を実施する。

【日時・回数】8月～10月(10回)全10回

【受験人数】約30名 【対象】国際手話講師

(7) スポーツふれあい

スポーツを通して、手話を学ぶ健聴者、家族、職場の仲間達と聴覚障害者との交流と理解を深めるとともに、体力向上と健康増進に努める。

(ア) 日 程 平成24年11月25日(日)

(イ) 会 場 未 定

(ウ) 参加人数 30名(予定)

(8) 兵庫県ろうあ者文化祭

兵庫県内に住む聴覚障害者の文化を広く一般に公開し、交流することによって聴覚障害者の文化と福祉の向上を目指す。

ア 日 程 平成24年10月13日(土)

イ 会 場 灘区民ホール・兵庫県立聴覚障害者情報センター

ウ 参加予定人数 500名

(9) 三団体合同2DAY研修会

県内の聴覚障害者、手話サークル会員、手話通訳者が一堂に会し、手話通訳問題、聴

覚障害者問題について、研究し、意見交換を行いながらお互いの立場を理解し合う。

- (ア) 日 程 平成24年 9月29日(土) から 9月30日(日) まで
- (イ) 会 場 未定
- (ウ) 参加予定人数 150名

(10) 兵庫県ろうあ者大会

兵庫県下の聴覚障害者が一堂に集い、聴覚障害者福祉の充実、社会的地位の向上をはじめ聴覚障害者相互の信頼と連帯を広め、更なる福祉・文化の発展を図る。

- ア 日 程 平成24年6月24日(日)
- イ 会 場 小野市民会館
- ウ 参加予定人数 500名

(11) 新年大会兼成人祝いのつどい

新しい年を迎えたことを喜び、新成人及び干支生まれの人をお祝いし、記念式典・アトラクション等を楽しみながら、聴覚障害者相互の親睦を図ると共に、社会に対して聴覚障害者の理解を深めることによって啓蒙を促す。

- ア 日 程 平成25年1月13日(日)
- イ 会 場 加古川市総合福祉会館
- ウ 参加予定人数 350名

(12) 兵庫県ろうあ者ソフトボール大会

県下各地区対抗のソフトボール大会を行い、心身の健康とスポーツ活動の推進に努める。

- (ア) 日 程 平成24年7月29日(日)
- (イ) 会 場 北播磨地域 (西脇市都麻の郷交流グラウンド)
- (ウ) 参加予定チーム及び人数 8チーム、 約100名

(13) 幹部養成研修会

県下各地区の聴覚障害者団体の役員及び当協会理事の資質の向上を図るため、次のとおり研修会を開催する。

- (ア) 日 程 平成25年3月17日(土) 午前9時から正午
- (イ) 場 所 神戸市内(予定)
- (ウ) 参加予定人数 100名

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 平成24年度事業計画書】

【管理部門】

(1) 理事会

4月、5月、6月、9月、12月、平成25年1月、3月 計7回開く。

(2) 総会

年1回開く 平成24年6月24日小野市（第1回総会）

(3) 事務局

協会の実務全般のとりまとめを行う。

【関連団体・各種委員会等への協力および派遣】

(1) 聴覚障害者の医療を考える会

「いのちを考える会」を定期的に開催し、病気の予防、体力増進、健康管理など医療の知識を高める。

- (ア) 日 程 隔月 第3木曜日 18時30分から20時30分まで
- (イ) 会 場 あすてっぷ神戸
- (ウ) 参加予定人数 20名

(2) ろう教育フォーラム in 兵庫

聴覚に障害を持つ子どもたちの教育をとりまく様々な問題について聴覚障害者、教育現場の教師、保護者、手話通訳関係者等が一堂に会して語り合い、学び合い、兵庫県内のろう教育の明日のために英知を注ぎあうことを目的とし、ろう教育フォーラム in 兵庫を開催します。

【名称】第15回ろう教育フォーラム in 兵庫

【日時】平成25年2月16日（土）

【場所】神戸市内（予定）

【参加人数】 100名（予定）

(3) 2012年度労働サロン

ろうあ者に視点に立ち、ろうあ者を取り巻く就労問題を考察、理解し、情報を交換するとともに、その就労問題の解決に向けて労働環境を設備することを目的とする。

- (ア) 日 程 平成24年7月8日（日）
- (イ) 会 場 神戸市内（予定）
- (ウ) 参加予定人数 30名

(4) 手話通訳制度化推進委員会

手話通訳が制度として確立され、行政及び各機関に設置されることを目的とし手話通訳にかかわる情報交換をし、問題対策などについて討議する。

- (ア) 委 員 当協会、支援団体の代表者
- (イ) 会議日程 毎月第4金曜日 19時から21時まで
- (ウ) 学 習 会 年1回開催

(5) 兵庫県手話通訳頸肩腕障害対策委員会

(6) 災害対策委員会

阪神・淡路大震災や台風23号水害等の聴覚障害者救援活動や全国各地の実践例をふ

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 平成24年度事業計画書】

まえ、災害時の聴覚障害者に対する救援支援体制の構築や防災について考える。

(ア) 委員 当協会、支援団体の代表者

(イ) 会議日程 月1回 第2月曜日

(7) 労働連絡会

聴覚障害者を取りまく就労問題について情報を交換するとともに、その就労問題の解決に向けて労働環境を整備する。

(ア) 委員 当協会理事、支援団体の専任通訳者

(手話協力員、障害者支援専門員、障害者職業相談員等)

(イ) 会議日程 年4回

(8) 聴覚障害者関連施設検討チーム

(9) 手話研究プロジェクト

「平成の合併」を機に、実際に各地で使われている、地名手話の手話表現を確認、研究をするとともに、情報提供を行う。また、「兵庫の手話」の発行及びDVD化の取り組みも含めて検討をする。

(10) 手話講義編集会

手話奉仕員養成講座の講義に基づき、地域性を生かした指導ができるよう、講義テキスト発行を目指して、編集作業を行う。DVD化も検討する。

(11) 代表者の派遣

1. 聴覚障害者センター支援委員会

兵庫県聴覚障害者情報センターの運営安定や事業拡充について意見交換や支援を行う

(ア) 委員 県、神戸市の聴覚障害者団体及び支援団体の代表者

(イ) 会議日程 1～2か月に1回（第2水曜日）

2. 聴覚障害者制度改革推進兵庫本部

障害者自立支援法を撤廃し、私たち障害者当事者が参画し、暮らしやすい新法を確立し、進めていく事を実現させる為に意見交換や取組を行う

(ア) 委員 兵庫県の聴覚障害者団体及び支援団体の代表者

(イ) 会議日程 ほぼ月に1回

(12) ひょうご聴障ネット

兵庫県下の聴覚障害に関する事業を行っている県立聴覚障害者情報センターや各地の聴覚障害者センター、介護支援センター、聴覚障害者関連事業所、特別養護老人ホーム「淡路ふくろうの郷」、これからできる各地の「聴覚障害者のための地域生活支援センター」など、県下の聴覚障害に関する福祉事業への支援を行うとともに、その対策、情報収集、運動等を行う。

(13) 手話通訳者の団体との連携

兵庫県手話サークル連絡会、兵庫手話通訳問題研究会と当協会との連携を密にするため、次のとおり連絡会議、研修会を開催する。

(ア) 四団体事務局会議

各団体の3役が集まり、月1回開催する。

(イ) 三団体合同会議

各団体の役員が集まり、年3回開催する。

(14) 各種大会、研修会への協力および派遣

(ア) 県内の各種身体障害者に関する大会への協力

- ・第12回全国障害者スポーツ大会聴覚障害者バレーボール近畿予選大会

平成24年 6月17日 (西宮)

- ・兵庫県くすの木学級運営委員会への協力 (兵庫県教育委員会)

年2回 (神戸)

(イ) 近畿及び全国ろうあ者大会への協力と代表派遣

- ・第60回全国ろうあ者大会 平成24年 6月 8～10日 (京都)
- ・第62回近畿ろうあ者大会 平成24年 9月 9日 (和歌山)
- ・第30回近畿ろうあ者将棋大会 平成24年 7月 15日 (京都)
- ・第29回近畿手話通訳問題研究討論集会 平成24年12月 8～9日 (滋賀)
- ・第45回全国手話通訳問題研究集会 平成24年 8月24～26日 (高知)
- ・第29回全国手話通訳問題研究討論集会 平成25年 2月 ～ 日 (愛知)
- ・第24回ろう教育を考える全国討論集会 平成24年 8月 4～5日 (北海道)
- ・第22回ろう教育近畿フォーラム 平成25年 2月 2日 (京都)
- ・第39回近畿ろうあ者体育大会 平成24年 5月12～13日 (滋賀)
- ・第33回近畿ろうあ高齢者研修会 平成24年 9月1～2日 (和歌山)
- ・第23回近畿ろうあ者ゲートボール交流会 平成24年 9月1～2日 (和歌山)

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 平成24年度事業計画書】

- ・第46回全国ろうあ者体育大会 平成24年 9月13～16日 (千葉)
- ・第16回全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会
平成24年11月17～18日 (東京)
- ・第8回近畿ろうあ者労働フォーラム 平成24年 8月 5日 (和歌山)
- ・第18回近畿けいわんフォーラム 平成24年11月 3日 (未定)
- ・第23回近畿手話サークルフォーラム 平成25年3月 24日 (未定)
- ・第28回近畿ろうあヤングフェスティバル (?)

(ウ) 全日本ろうあ連盟、近畿ろうあ連盟の役員会などへの代表派遣

- ・第62回全日本ろうあ連盟評議員会 平成24年 6月 8～ 9日 (京都)
- ・第24回全国専従職員研修会 平成24年 9月 7～ 9日 (静岡)
- ・出版物対策研究会議 平成24年 9月 7～ 9日 (静岡)
- ・第18回職業安定所手話協力員等研修会兼ろうあ者労働問題フォーラム
平成25年 1月未定 (千葉)
- ・近畿ブロック幹部研修会 平成25年 1月19～20日 (京都)
- ・近畿ろうあ連盟評議員会 平成25年 1月 20日 (京都)
- ・近畿ろうあ連盟代表者協議会 平成24年 4月29日 (大阪①)
平成25年 1月19日 (京都②)

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 定款（案）】

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、聴覚障害者に対する社会一般の認識を深め、その社会参加を促進するため、聴覚障害者をはじめとする広く県民の福祉の増進に関する事業を行い、もって社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者の生活相談及び生活支援に関する事業
- (2) 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳・介助員等の養成、指導及び派遣に関する事業
- (3) 聴覚障害者の文化教養に関する事業
- (4) 聴覚障害者の広報・啓発に関する事業
- (5) 聴覚障害者の福祉の増進のための調査及び研究に関する事業
- (6) 聴覚障害者の福利厚生に関する事業
- (7) 在宅福祉サービスに関する事業
- (8) 介護保険法の規定による居宅介護支援事業及び居宅サービス事業
- (9) 介護保険法の規定による介護予防サービス事業及び介護予防支援事業
- (10) 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス事業及び移動支援事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した兵庫県内在住の聴覚障害者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した兵庫県外在住の聴覚障害者又は聴覚障害者以外の個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で總會（第12条に規定する總會をいう。以下同じ。）において推薦された者

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 平成24年度事業計画書】

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 正会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会務規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会務規程において別に定めるところにより賛助会費を支払わなければならない。

（任意退会）

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を6ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長(第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(総会の運営)

第20条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上18名以内

- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、3名を業務執行理事とする。

- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長、副理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に、1名以上3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 顧問は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第10章 雑則

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

【公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 平成24年度事業計画書】

4 その他の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は本郷善通、副理事長は小林泉、守谷嘉之、業務執行理事は嶋本恭規、嘉田眞典、山本健良とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。